

スマートアグリ

- 産学公が連携して、京都府域の各地の実情に応じたA IやI o Tによるセンシングデータに基づく農業の取組を本格化

関連する総合計画「4年間の対応方向・具体方策」

⑮農林水産業の成長産業化

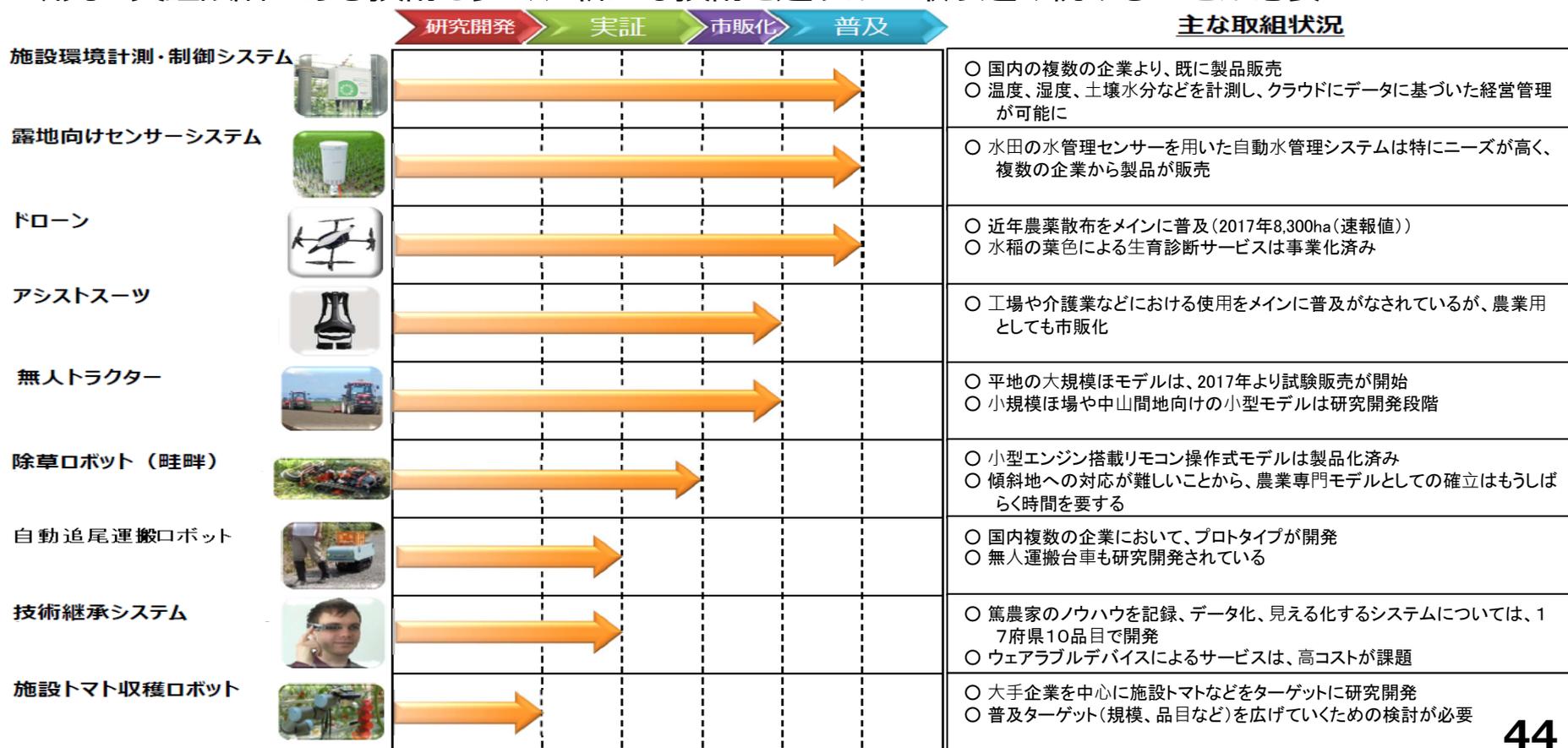
ICT等先端技術の実装による生産性の向上、異業種連携等の推進、マーケットニーズに応じた経営多角化などを通じて、農林水産業の収益力を向上させます。

- | | |
|---|---|
| ① | 企業や大学等の研究機関と連携した「スマートアグリ・イノベーションセンター」を設立し、地域の実情に応じてAIやIoTによるセンシングデータに基づく農業、漁業、養殖業及び家畜の生産管理や、森林の境界情報及び木材情報の見える化等の取組を本格化させるとともに、ロボットを活用した生産活動の自動化を進めます。 |
|---|---|

※関連該当箇所抜粋

スマート農業技術実装の状況（全国）

- ・スマート技術はこの数年で急速に市販化され、全国で普及が始まったところ
- ・研究・実証段階にある技術も多く、新たな技術を速やかに取り込み続けることが必要



京都府の産地条件

○ 京都府の産地条件は小規模多品目

・**中山間地域が多く、単純な規模拡大が困難**

(経営耕地に占める中山間地域の割合66%：全国38%)

・**京野菜など特徴ある品目が多く、多品目・小規模栽培であることなどから、大規模稲作・畑作産地のような画一的な管理、技術継承が難しい**

→大手メーカーによる京都府にマッチした農機開発も期待しにくい



中山間地域の小区画ほ場（宮津市）



傾斜地茶園（和束町）



賀茂なす

⇒**条件不利な小規模栽培が多く、地域特性や生産品目に即応可能なスマート技術が少ない**

スマート技術実装の状況（京都府：水稲など土地利用型作物）

- ・全国的には様々なスマート技術が普及、一般化しつつある
- ・京都府では一部で試験的な導入にとどまる



農薬散布用ドローン

【全国】
695機

【京都府】
3機

農林水産省消費・安全局（H30年3月）
「無人航空機による農薬散布を巡る動向について」



自動操舵農機

【北海道】
トラクター等 約3,000台

【京都府】
田植機のみ 7台
（H30年：J A全農京都）

ホクレン「アグリポート」（H30年6月）



自走草刈り機

【全国】
50台

【京都府】
導入なし

全国農業新聞（H30.10.26）



水田自動給水システム

【全国】（クボタWATARAS）
8道県（H29.10）

【京都府】
導入なし

農研機構（H30年）
「田んぼの水管理をICTで遠隔操作・自動制御」

スマート技術実装の状況（京都府：野菜、茶など）

- ・京都府における施設環境制御技術の導入割合は全国・近畿平均よりも低い
- ・トマトなどメジャーな品目では、技術の導入により高品質化・増産を目指す若い生産者も現れている
- ・一方で、京野菜・茶では、ほとんど導入なし

○園芸施設のスマート化の現状

	園芸施設の設置 実面積(千㎡)	うち、加温設備・高度環境制御装置のある もの(千㎡)	割合 (%)
全国	432,204	10,701	2.5
近畿	21,858	181	0.8
京都	3,026	12	0.4

資料：「園芸施設の設置等の状況」（農林水産省H28）



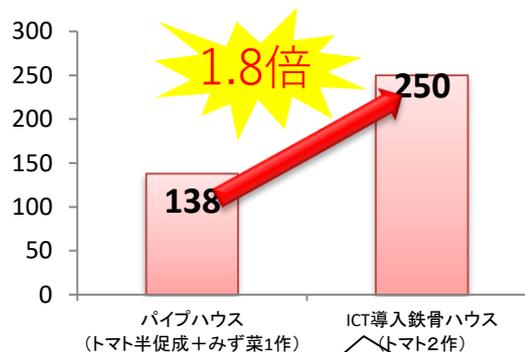
京都府内の養液栽培面積（千㎡）

トマト：151

キュウリ：4、イチゴ：4、ミツバ：1、サラダナ：1



○ICT導入による所得増（トマト）



センシングデータに基づく
自動環境制御
・ハウスの換気
・遮光・遮熱カーテンの開閉
・炭酸ガス発生

資料：京都府農業経営指標
より試算

施策の実施状況

- ・京都府内での**スマート農林水産技術実装本格化**のため、今年度から導入支援と開発実証の両輪での推進を本格開始

○スマート農林水産業加速事業

1 実装に向けた支援

- ①スマート技術の**ワンストップ窓口**の設置
(農業会議等による導入相談)
- ②展示相談会等による**生産者への情報発信**
- ③スマート技術の**導入支援** (補助)

2 技術のカスタマイズ・開発

- ④中山間地域や特徴ある品目にも適応する**現地モデル実証農場**の設置
- ⑤農林水産技術センターによる**京都府独自技術の開発**

【スマート農業加速化実証プロジェクト】

※本年度は、亀岡市で中山間地域におけるスマート稲作技術一貫体系の実証モデル農場を設置 (カスタマイズと実演展示)



生産管理システム



自動運転トラクター



直進アシスト田植機



スマートフォンによる生育診断



ドローン



食味・収量コンバイン

スマート技術の導入・活用により、特色ある**京都府農林水産物の品質・生産力を向上し**、府内**中山間地域の農林水産業と集落機能を維持**

スマート技術の実証・開発に向けて

・京都府内の7割を占める中山間地域や小規模農業に実装できるスマート農林水産業技術を実証・開発

実証中(国事業「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」に採択)

水稲	① 経営・栽培管理システム (クボタ、NTTドコモ) 作業内容、資材量のデータ化、管理	② 自動走行トラクタ (クボタ) 自動運転による高精度化、軽労化、効率化	③ スマホ生育診断 (京大) 生育診断アプリを使い、各ほ場ごとに必要な肥料の量を推定	④ 水管理自動制御 (NTTドコモ、積水化学) 水温、水位データの把握と自動給排水	⑤ ドローン農業散布 (スカイリンク) 農業散布の軽労化	⑥ 食味・収量コンバイン (クボタ) 収穫時に食味、収量、水分を自動測定	<ul style="list-style-type: none"> ○作業の効率化により管理できる農地が拡大 ○品質向上と収益向上 ○作業の最適化により収量増加

開発中(★の技術:連携先探索中)

園芸 (万願寺とうがらし)	① 経営・栽培管理システム 作業内容、資材量のデータ化、管理	② パイプハウス内環境の自動制御 クラウドシステムで熟練者技術の共有 これまでの手動管理から自動管理化 ハウスサイド自動換気 自動灌水制御 換気扇自動制御 炭酸ガス濃度制御	★ ③ 自動収穫ロボット(構想段階) ビニルハウス内で稼働する自動収穫機	<ul style="list-style-type: none"> ○労働時間の短縮 ○品質向上と収益向上 ○熟練者技術の共有による収量増加

茶	① 経営・栽培管理システム 作業内容、資材量のデータ化、管理	★ ② 気象データを活用した茶園管理作業予測モデル 気象データなどに基づく病害虫発生・生育・作業適期の予測	③ 非破壊センサー 手触りで判断していた摘みごろを数値化	④ アシスト付き兼用摘採機 傾斜地でもスムーズな直進運転が可能	★ ⑤ 蒸熱条件自動設定 新芽の状態から蒸熱条件を自動設定	<ul style="list-style-type: none"> ○作業の省力化 ○品質向上と収益向上 ○栽培・製茶技術の継承

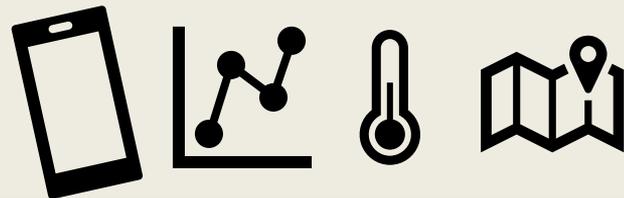
その他	園芸(野菜・果実) ・キャベツの詰まり具合の非破壊検査 ・果実の袋を外さず糖度による収穫適期判断	畜産 ・牛画像データからの体重推定 ・畜舎周囲の消毒効果センシング	水産 ・トリガイの身入りの非破壊測定	新たなスマート技術の開発 49

スマート技術の実証・開発に向けて

茶では、**気象データ**を活用した生育・病害虫などの予測情報が茶園単位で取得可能なシステム**開発**の予算を9月補正で要求

茶生産予測マッピングシステム

茶生産にまつわる生育、病害虫などの予測情報が茶園単位で取得可能
⇒適期作業による品質・収量向上、病害虫・霜害等リスクの低減



気象データを活用した予測モデル

メッシュ気温マップと今後の気象予報から、茶園ごとに今後の生育、病害虫発生、霜害を予測
⇒各生産者が摘採計画や適期防除、霜害対策へ活用



50 mメッシュで
気温を推定

生育予測 病害虫発生予測 霜害予測



スマート農業総合推進対策事業

【令和2年度予算概算要求額 5,093 (505) 百万円】

<対策のポイント>

スマート農業を総合的に推進するため、**先端技術の現場への導入・実証**や、地域での戦略づくり、情報発信や教育の推進、農業データ連携基盤(WAGRI)の活用促進のための**環境整備等の取組を支援**します。

<政策目標>

農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践 [令和7年まで]

<事業の内容>

1. スマート農業加速化実証プロジェクト

○ 各地域の実情に応じたスマート農業技術体系が構築・実践されるよう、現在の技術レベルで最先端の**ロボット・AI・IoT等の技術の生産現場への導入・実証、技術面・経営面の効果**を明らかにする取組を支援します。

2. スマート農業普及のための環境整備

① 農林水産データ管理・活用基盤強化

農林水産省が保有・収集するデータが農業データ連携基盤(WAGRI)においてより活用されるよう環境整備を行います。

② 農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討

自動走行など農業用先端ロボットの現場導入の実現に向け、**安全性確保**についてのルールづくりや**技術の検証**を支援します。

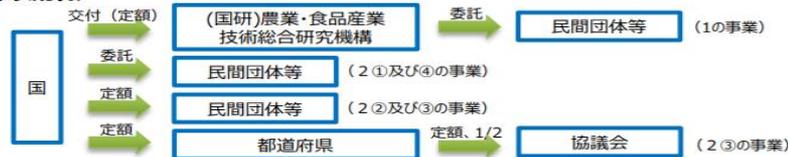
③ 次世代につながる営農体系確立支援

産地が抱える課題解決のため、**新技術を組み入れた新たな営農技術体系構築の戦略づくり、データ駆動型農業の実践体制づくり、ノウハウの横展開、情報発信**等の取組を支援します。

④ スマート農業教育推進

農業大学校等においてスマート農業の**カリキュラム化**を推進するため、授業で活用できる**教育コンテンツ**や**高度な実習の機会**を提供します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

スマート農業加速化実証プロジェクト



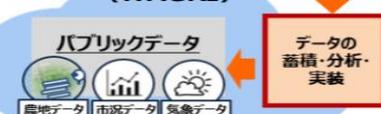
技術開発・実証

実装・普及に向けた環境整備

産地の戦略・体制づくり



農業データ連携基盤の活用促進 (WAGRI)



ロボット技術の安全性確保



スマート農業教育の推進



スマート農業の社会実装・実践

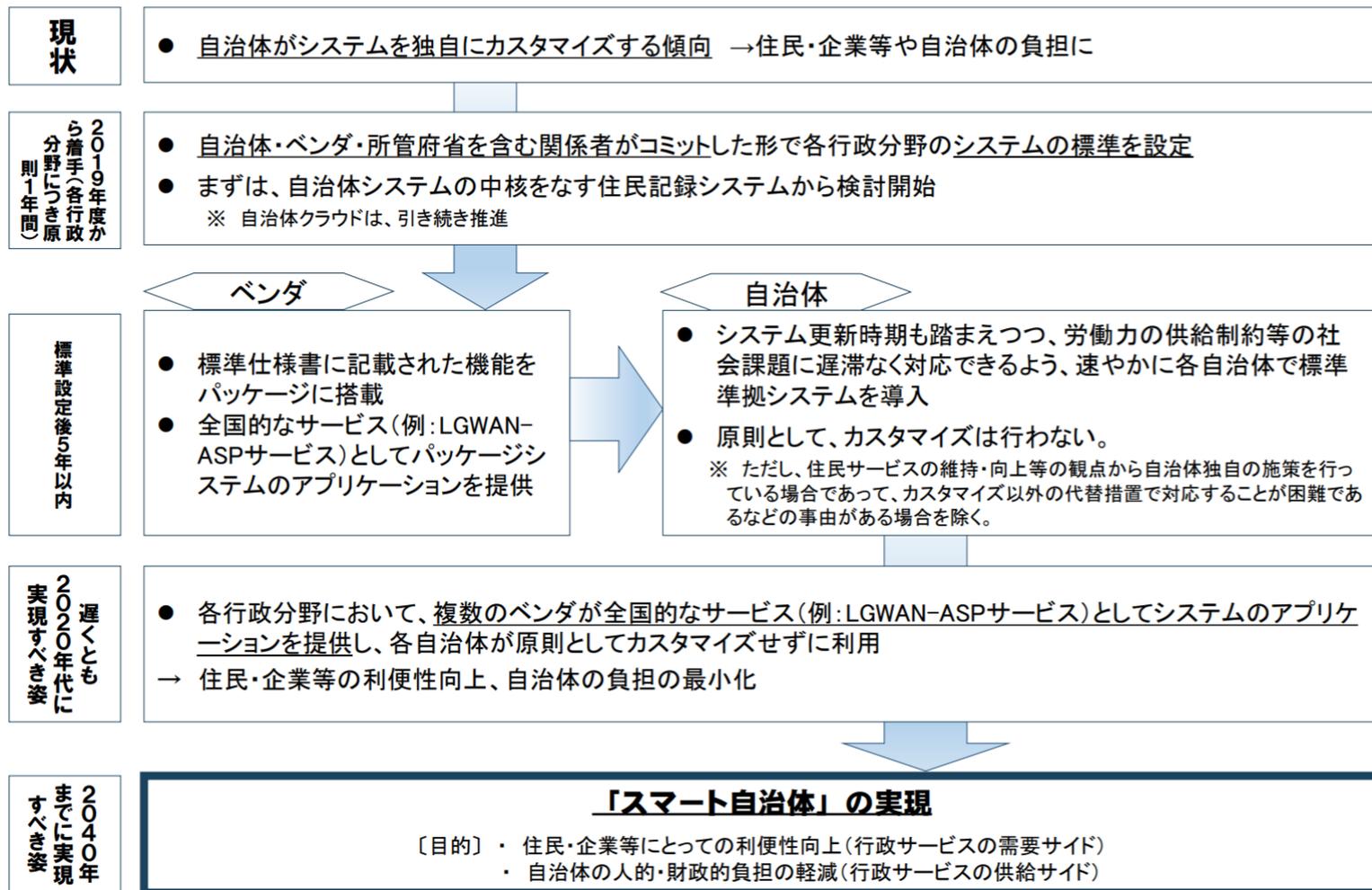
スマート自治体行政

- 行政の様々な分野における業務プロセスについて、標準的かつ効率的な業務プロセスを構築するとともに、AI・ロボティクスによる事務処理を推進
- デジタル手続法への対応やマイキープラットフォームなど、行政手続のデジタル化とデータ連携による府民サービス向上を推進

関連する行財政改革プラン「行財政運営の視点と具体方策」

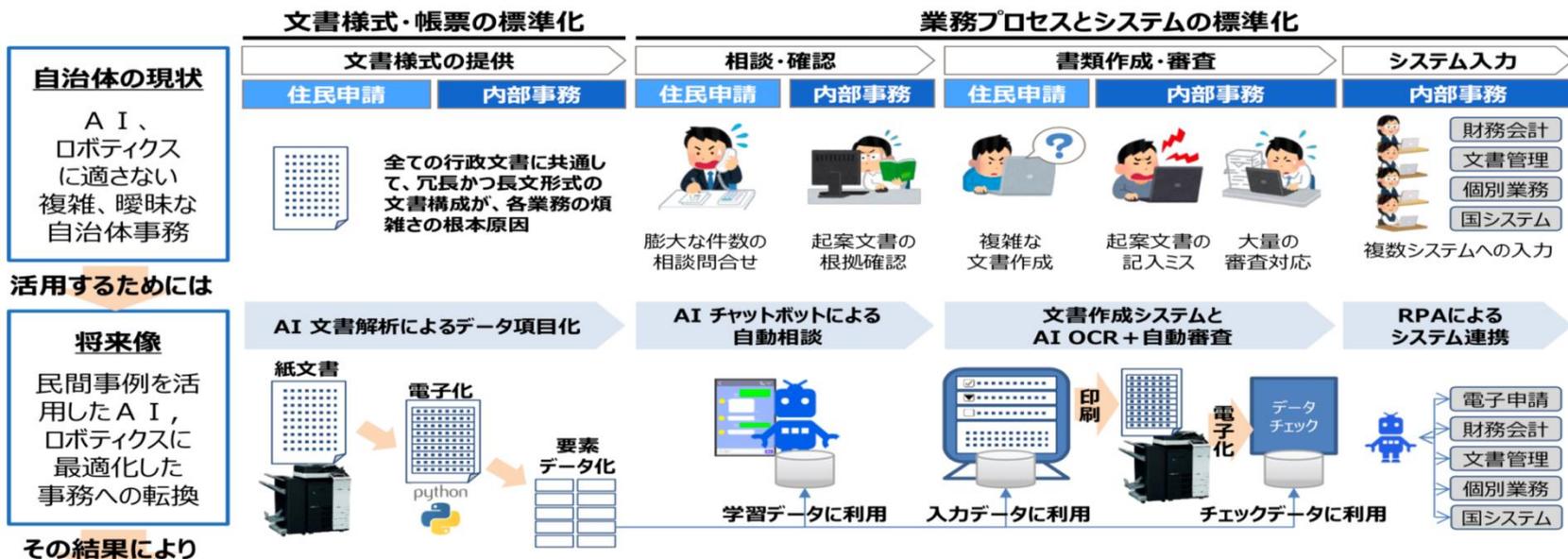
2 現場主義貫徹に向けた組織改革と人材育成 (3) 組織の新陳代謝や業務プロセスの改革	
②	定型的な業務へのAI・RPA・IoTの活用を進めることで、とローン等による管理施設の効率的な点検や業務プロセスの見直しに取り組み、人的資源については、企画や府民対応、現場対応に必要な業務にシフトさせる。
③	複数部局で取り組むべき課題や民間等との連携が求められる取組みが増加する中、最新のICTを活用し、民間も含めた情報共有を進め、課題に柔軟に対応可能な執行体制を確立する。
2 現場主義貫徹に向けた組織改革と人材育成 (4) 職員の能力のパワーアップ	
④	高齢職員の有する経験、技術、ノウハウなどを中堅・若手職員に円滑に継承する。
3 時代に即した府民サービスの提供 (2) ICTを活用した行政情報の提供等による府民サービスの向上	
①	AI・IoTを活用し、府や市町村等の官民データを分かりやすく公開することで府民の行政への参画や協働を進めるとともにデータに基づく施策立案を進める。
③	電子申請の拡大や添付書類の省略化、府民から各種の許認可申請を受理した時点での許認可予定日書の交付など、府民の利便性の向上に取り組む。

業務プロセス・システムの標準化の進め方



「(仮称)都道府県業務標準モデル構築プロジェクト」(京都府)

提案者	京都府 (2,586,063)、北海道 (5,339,539)、鹿児島県 (1,610,331)
提案モデル	④都道府県モデル
事業概要	少人数でサービス向上を図るために、AI・ロボティクスを最大活用した民間のEC技術を参考とした、「自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)モデル」を構築し、事務を標準化・効率化する。



AI・ロボティクスの活用により、申請時間、審査時間を50%削減

～ AI・ロボティクスの活用により業務量25%削減 + 標準化・効率化によるBPOの実現によりさらに業務量25%削減 ～

デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要①

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- ・行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- ・**本人確認や手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- ・行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や戸籍謄抄本等（2023年度に戸籍電子証明書の提供開始予定）、本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- ・オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- ・情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- ・行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- ・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

デジタル手続法の概要②

②行政のデジタル化を推進するための個別施策（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法）

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- ・ 国外転出者の本人確認情報の公証（戸籍の附票の記載事項の追加・記載された本人確認情報の保存・提供）
- ・ 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用
→ 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードを活用したオンライン手続・本人確認の実現

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

- ・ 本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証（住民票等の除票を除票簿として保存・安全確保措置等）
→ 情報通信技術を活用した個人の識別・認証を将来にわたり実現（オンライン手続・本人確認、添付書類省略の前提）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- ・ 利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）
- ・ 個人番号カードへの移行拡大（通知カードの廃止）

個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）

- ・ 罹災証明書の交付事務等の個人番号利用事務への追加
- ・ 社会保障分野の事務の処理のために、情報連携の対象の事務や情報を追加

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

これまでの利活用シーンを更に拡大

<h3>身分証明書としての利用</h3> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 運転免許証返納後にも利用できる顔写真付き身分証として活用(R1.11～旧氏にも対応予定) ⇒ 取扱範囲を更に拡大 	<h3>コンビニ交付サービス</h3> <ul style="list-style-type: none"> ➢ コンビニで住民票や戸籍などが取得可能なサービスの拡大(H30交付数:370万通) ⇒ R2年には、対象人口1億人突破
<h3>職員証としての利用</h3> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)での先行導入 ➢ 民間企業の社員証としての利用を働きかけ(H28.11～)(H31.1～TKC.NECに続きNTTComが活用開始) ⇒ 官民間問わず利用を更に拡大 	<h3>マイナポータル</h3> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子育て関連手続の申請・届出などをワンストップ化し、プッシュ型お知らせサービスを提供(H29.11～) ⇒ 対象手続を更に拡大
<h3>オンライン契約</h3> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅ローンや、不動産取引などのオンライン契約での利用(H29.4～) ⇒ 取引対象を更に拡大 	<h3>マイキープラットフォーム</h3> <ul style="list-style-type: none"> ➢ マイナンバーカードを図書館等で利用可能にし、各種ポイントを自治体ポイントに変換、商店街等でも利用可能に(H29.9～) ⇒ 多機能化を更に充実・反動減対策にも活用

新たな利活用シーンが次々と

<h3>健康保険証としての利用</h3> <ul style="list-style-type: none"> ➢ マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始(R3.3月～予定) ➢ 医療機関等での診療情報・調剤情報の閲覧等にも活用(H29～ 実証中) 	
<h3>インターネット投票での活用</h3> <ul style="list-style-type: none"> ➢ マイナンバーカードの海外利用を可能とし、実証実験の結果等を踏まえ在外選挙におけるインターネット投票を実現(検討中) 	<h3>イベント等での活用</h3> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 東京オリンピック等でのボランティア管理へ活用(H30～ 実証中) ➢ コンサート等でもチケットの不正転売防止へ活用(H30実証)
<h3>カジノ入場時の管理</h3> <ul style="list-style-type: none"> ➢ カジノ施設への入場管理・依存症対策での活用 	<h3>スマートフォンでの利用</h3> <ul style="list-style-type: none"> ➢ スマートフォンへの電子証明書の搭載(検討中) ➢ マイナンバーカード読み取り可能機種が拡大中(R元.6:79機種 iPhoneも対応へ)

利活用シーンを更に拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能に

マイナポータルとは

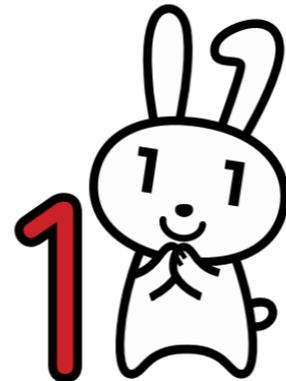
マイナポータルは、

- ① 情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録（情報提供等記録）
- ② 行政機関が中間サーバーに保有する住民に関する情報（自己情報）
- ③ 行政機関等から住民宛のお知らせ（例：子どもの予防接種や健診のお知らせ）

を、住民が自ら自宅のパソコン等から確認できるサービスを提供するものです。

また、ライフイベントで発生する行政機関や民間事業者への申請等がもれることがないようにナビゲートし、オンライン申請、オンライン決済等のサービスを可能とします。

さらに、民間の電子送達サービスと連携し、確定申告等を行う際に必要となる生命保険料控除や寄付金控除の証明書の入手を可能とすることで各種サービスを実現します。



マイナポータル「ぴったりサービス」について

- ・ H29. 7～ 市町村の**手続検索**（内容確認）が可能に（※）（まずは「子育て」手続から（「子育てワンストップ」））
- ・ H29. 10～ 検索した手続の**オンライン申請**が可能に（※※）
- ・ H31. 1 「**介護保険ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- ・ H31. 3 「**被災者支援ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- ・ 今後 「**障がい**」「**引越・死亡相続**」をはじめ、ガイドラインを策定予定。

以上の分野・手続に限らず、市町村は、様々な分野・手続の**オンライン申請実現が可能**。

※ 市町村において手続を登録することが必要（「子育て」については、H31. 3時点で1,551団体が対応）。

※※ 市町村においてマイナポータルと接続することが必要。**H31. 3時点で909団体が対応し**、電子申請が可能。

<「ぴったりサービス」の画面イメージ>

ぴったりサービス

申請再開 地域比較

ぴったりサービスでは、子育てに関する手続をはじめとして、様々な申請や届出をオンライン上で行うことができます。申請又は届出をする手続を検索してみましょう。

1 地域を選んでください **必須**

郵便番号は半角数字でハイフンなしで、市町村名は都道府県名を必ず入力してください

郵便番号又は市町村名を入力

2 検索方法を選んでください

ぴったり検索 キーワード検索 一覧から検索

Step1 お探しのカテゴリは何ですか？

全て選択 子育て

妊娠・出産 子育て



子育て

児童手当

児童手当

受付開始日: 2017年07月13日

児童手当等を受給するには、受給資格および児童手当の額について、住所地の市区町村長の認定を受けてください。 [手続詳細はこちら](#)

電子申請可

未熟児養育医療の助成

未熟児養育医療の助成

未熟児養育医療の助成を受けるには、養育医療給付の申請を行い、医療券の交付を受ける必要があります。 [手続詳細はこちら](#)

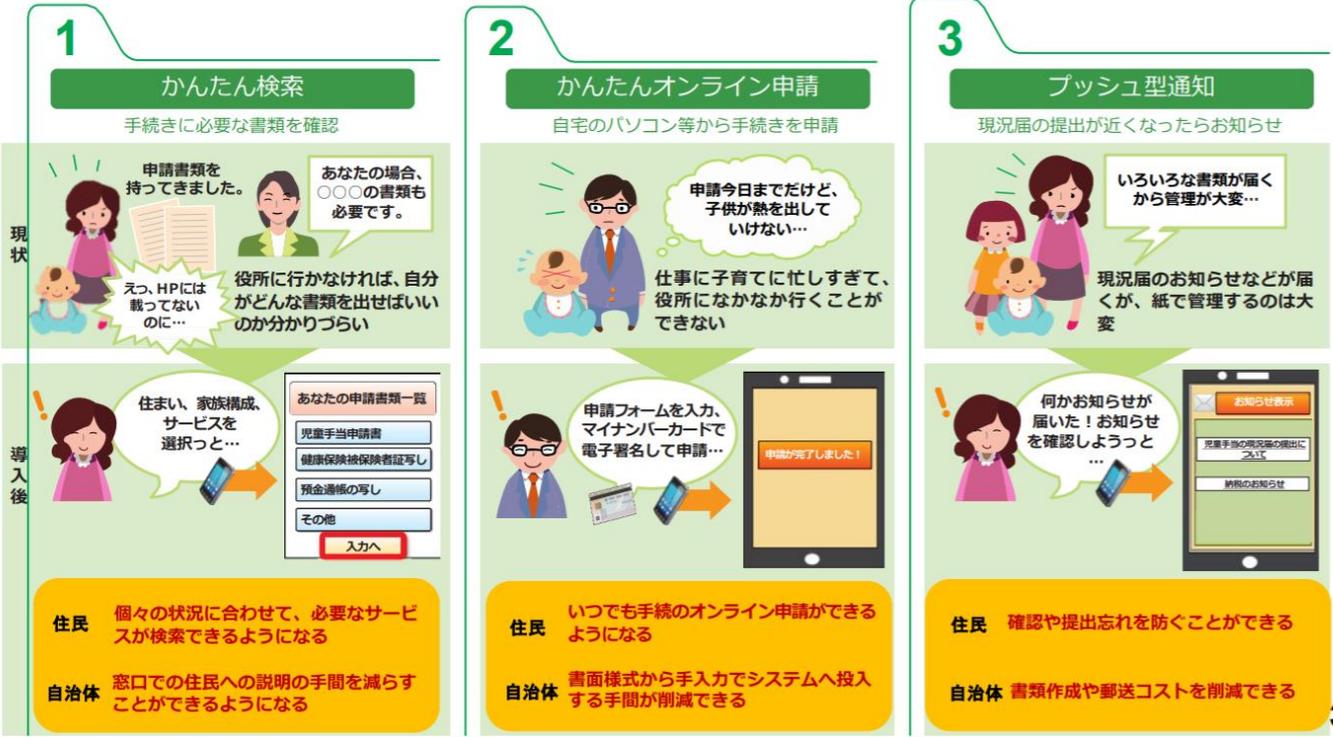
戻る 申請する



03

子育てワンストップサービスで便利になること

- サービス検索機能によって、自分にぴったりのサービスを検索できます。
- 利用者は役所に出向くことなくオンライン申請が可能となります。
- 忘れてしまいがちな手続きもプッシュ型通知でお知らせします。



市町村が、災害発生時の被災者支援にマイナポータルを活用できるよう、必要な準備事項等をまとめたもの。
 ぴったりサービス（サービス検索機能・電子申請機能）により、各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を目的とする。

第1章 はじめに

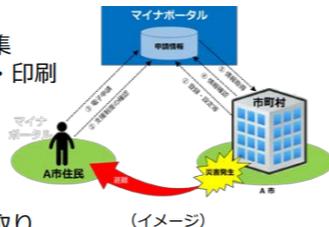
○ 期待される効果

＜被災者（住民）＞

- 被災者支援制度に関する情報収集
- 申請届出様式のオンライン作成・印刷
- 遠隔地からの申請等の実施

＜市町村（行政）＞

- 被災者支援制度に関する周知
- 申請届出様式の提供
- 申請内容の電子データによる受取り



第2章 マイナポータル

官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上のサービス

○ 機能

- 情報提供等記録表示
(やりとり履歴)
- 自己情報表示
(あなたの表示)
- お知らせ
- 民間送達サービスとの連携
- ぴったりサービス**
(サービス検索機能・電子申請機能)
- 公金決済サービス
- もっとつながる
(外部サイト連携)

○ サービス検索機能

市町村が提供する行政サービスを検索できる機能

- ぴったり検索
… 要望や現在の状況を選択
- キーワード検索
… キーワードの自由入力
- 一覧から検索
… すべての手続を一覧表示

○ 電子申請機能

市町村が提供する手続について、オンラインで申請等を行うことができる機能

第3章 災害発生前の対応

○ 標準的なタスク

＜運用検討・実施体制の整備＞

- 運用検討
- ネットワーク接続環境の整備等
- 特定個人情報保護評価
- 条例等の整備
- 職員教育

＜ぴったりサービスの操作等＞

第4章 災害発生後の対応

○ 標準的なタスク

＜手続開始に向けた準備＞

- 活用の決定・準備状況等の確認
- 住民に対する周知

＜ぴったりサービスの操作等＞

第5章 被災者支援制度におけるユースケース

手続名称	根拠となる法律
罹災証明書の発行	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
応急仮設住宅の供与	災害救助法（昭和22年法律第118号）
応急修理の実施	
障害物の除去	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）
災害弔慰金の支給	
災害障害見舞金の支給	
災害援護資金の貸付	

第6章 よくある質問（FAQ）

- 国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。
- 関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する。

1. 自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として令和2年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用。
- マイキープラットフォームの改修や制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、利用環境の整備等を着実に進める。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施。
- 令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を本年8月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進。

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を8月を目途に公表。市町村ごとのマイナンバーカード交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を実施。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

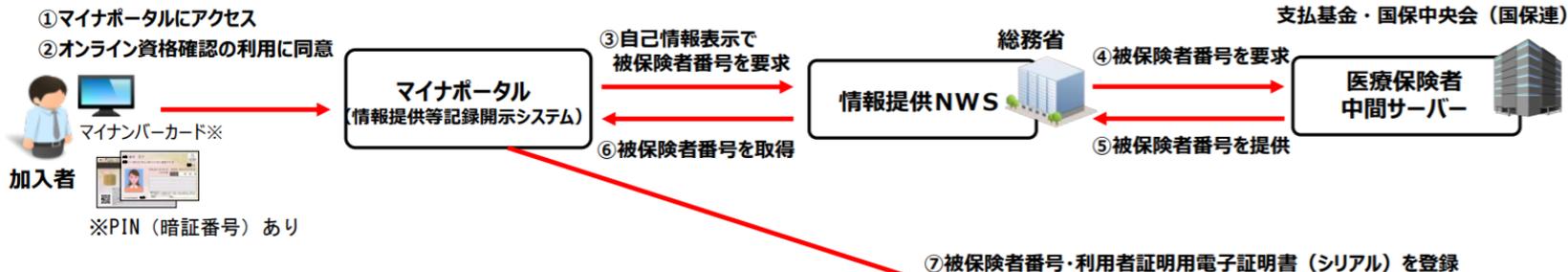
○ 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）

- ・ 医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報などのデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を令和2年度に開始する。

○ 導入に当たっては、現在の世帯別の被保険者番号を個人単位にする「新被保険者番号」と共に整備。

I 初期設定の流れ（赤矢印）

厚生労働省資料を基に改変



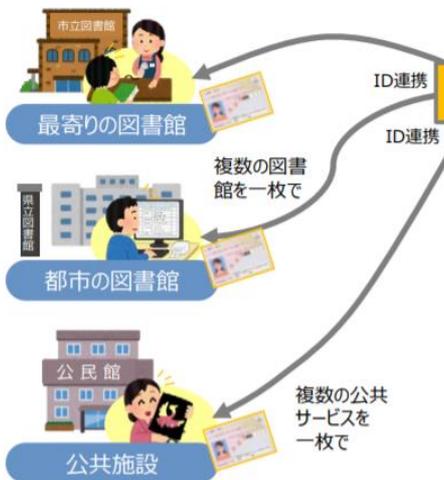
II 受診時の資格確認の流れ（青矢印）



マイキープラットフォーム構想（現在稼働中）

1 マイナンバーカードをさまざまな地域のカードの代わりに！

サービス毎に発行していたカードを集約し、コスト削減と住民の利便性向上に



- ・図書館利用カード
- ・区民ひろば利用カード
- ・体育館利用カード
- ・美術館利用カード
- ・商店街利用カード
- ・スポーツ施設利用カード
- ・公共交通利用カード
- ・駐輪場利用カード
- ・生涯学習講座受講カード 等



2 ポイントを活用した自治体の事業をより簡単に導入！

地域の活動にポイントを導入することにより、住民が積極的に参加するインセンティブに



3 民間資金を地域の活動や経済活性化に誘導！

民間企業のポイントやマイルを自治体ポイントに交換し、地域活動の資金や地域の経済活性化に活用



地域で使う

- ・地域の商店
- ・公共施設（博物館・文学館）
- ・公共交通 等

オンラインで使う

- ・地域の産品を扱うショッピングサイト
- ・地域の事業へのクラウドファンディング 等

（20社（平成31年3月1日現在））

「マイナポイント」を活用した消費活性化策について

- 令和2年度において、骨太の方針等を踏まえ、消費税率引上げに伴う需要平準化策(臨時・特別の措置)として、「マイナポイント」を活用した消費活性化策を実施。
- マイナポイントによって、官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指す。

	対象者	令和元年度	令和2年度
		10月	
低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券	・住民税非課税者 ・学齢3歳未満の子(世帯主)	事業実施 (2019年10月～2020年3月末)	
中小・小規模事業者の店舗での消費者へのポイント還元等の支援策	・キャッシュレス決済手段を用いて支払いを行う消費者等	事業実施 (2019年10月～2020年6月末)	
マイナポイント※1を活用した消費活性化策	マイナンバーカードを取得し、マイキーID※2を設定した者 (要件の詳細は今後検討)		ポイント還元終了後 事業実施 (一定期間)

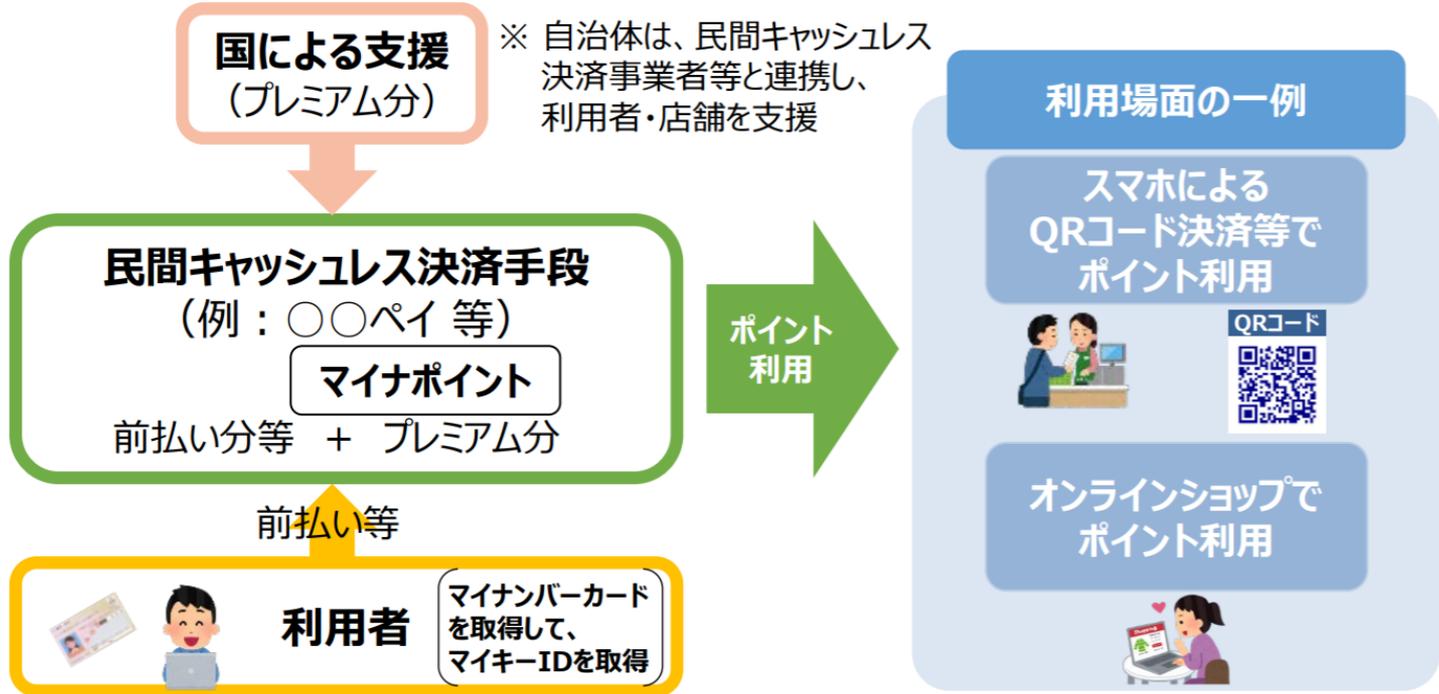
※1 マイナポイント:マイキーIDにより管理するポイント

※2 マイキーID:本人からの申請により付与されるIDで、マイナンバーとは別のID。広く行政サービスや民間サービスで利用可能。

「マイナポイント」を活用した消費活性化策について（検討の方向性）

- 一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与。

仕組みのイメージ



京都府官民データ活用推進計画
(仮称)
(別紙資料5)

今後の進め方（案）

■ 10～12月

- 各テーマごとの進捗状況、計画検討状況に対して随時ご意見をいただきながら検討を進める（メール、Web会議等）

■ 12月 中間とりまとめ

- 意見聴取テーマに関する意見
- 京都府官民データ活用推進計画（仮称）中間案
（→府議会報告、パブリックコメント）

■ 2月 最終とりまとめ

- 意見聴取テーマに関する予算編成状況の共有
- 京都府官民データ活用推進計画（仮称）最終案（→府議会報告）
- 次年度意見聴取テーマに関する意見交換